

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 収納事務の委託【子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課】2
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定（2件）【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】3
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】5

◇ 訂 正

- 第4720号の訂正【総務局総務部文書課】6

北九州市告示第 351 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）附則第 6 条第 5 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市保育料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 2 年 9 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

受託者	施設等の所在地	施設等の名称	委託期間
白石弘子	北九州市門司区不老町二丁目 2 番 2 5 号	門司保育所（みどり園）	令和 2 年 5 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
谷口恭二	北九州市戸畑区東大谷一丁目 1 3 番 10 号	戸畑保育所（わかば園）	令和 2 年 5 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
高岡宏信	北九州市門司区別院 6 番 4 8 号	鎮西保育園	令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
楠之木佳枝	北九州市小倉南区長行東三丁目 1 3 番 1 7 号	双葉保育園	令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第352号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和2年9月2日

北九州市長 北 橋 健 治

訪問看護ステーション（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
精神疾患特化型訪問看護ステーション リカバリー	北九州市門司区大里戸ノ上二丁目5番18号大里庵ビル1F	令和2年9月1日

北九州市告示第353号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和2年9月2日

北九州市長 北 橋 健 治

1 薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
さかえ調剤薬局	北九州市小倉北区上到津三丁目3番9号	令和2年9月1日

2 訪問看護ステーション（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護センター サプライ	北九州市小倉南区沼本町一丁目4番5号シャトレ沼本町Ⅱ302	令和2年9月1日

北九州市告示第354号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和2年9月2日

北九州市長 北 橋 健 治

1 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称		指定自立支援医療機関の所在地	変更年月日
北小倉薬局	旧	北九州市小倉北区金田一丁目3番25号	令和2年9月1日
	新	北九州市小倉北区金田一丁目3番32号サンシティ金田B棟	

2 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の名称と所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称		指定自立支援医療機関の所在地	変更年月日
旧	訪問看護の「らくす」	北九州市八幡西区上上津役五丁目3番8号	令和2年9月1日
新	訪問看護 テレサ	北九州市八幡西区石坂二丁目6番5号101号	

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
令和 2 年	第 4 7 2 0 号	4	上 から 9 行目	保健所担当部 長の項第 4 4 号	保健所担当部 長の項第 3 2 号中「第 4 条 第 4 項」を「第 4 条第 3 項」 に改め、同項 第 4 4 号
			上 から 1 3 行目	令和 2 年 9 月 1 日から施行 する	令和 2 年 9 月 1 日から施行 する。ただし、 別表第 3 の 8 の表の保健所 担当部長の項 第 3 2 号の改 正規定は、令 和 2 年 8 月 3 1 日から施行 する